

2017年4月吉日

「生業訴訟」支援の皆様へ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟

原 告 団 長 中 島 孝

弁 護 団 共 同 代 表 安 田 純 治

菊 池 紘

「公正な判決を求める署名」へのご協力のお願い

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また「生業訴訟」に対しましては、平素より多大なるご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、当訴訟も3月21日に無事結審を迎えるました。更に判決は10月10日と決定され、いよいよ大詰めの段階に入ります。

2013年7月の第1回口頭弁論以来、私たちは法廷内で終始国・東電を圧倒してきました。原発事故を引き起こした法的責任についてほぼ完璧に論証し尽くし、専門家証人からは決定的な証言を数多く得ることができました。また、浜通り・中通りの現地検証も全国に先駆けて実現させ、裁判所と被告に被害の実態を突きつけました。加えて、3月17日に下された群馬地裁での判決は、国と東電に同等の責任があると明言し、全国の原発訴訟への強い後押しになりました。

しかし、我々の勝訴判決を決定的なものにするには、何よりも世論の後押しが必要です。国家公務員である裁判官が、いわば雇い主である国を断罪することは、決してたやすいことではありません。「この裁判の判決を日本中が注目している」、そう思えばこそ、彼らは正義を貫けるものと考えます。

私たちは「公正な判決を求める署名」を全国に呼びかけ、裁判所に提出する取り組みを始めました。これまで2回の累計で、63,365筆もの署名を提出することができました。しかし、裁判官の心を動かすには、更なる上積みが必要です。全国の支援者の皆様のご協力を得ながら、この意義ある裁判に勝利し、国と東京電力の責任を明確にして、全ての原発事故被害者の救済を実現したいと考えております。

皆様のご支援・ご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

- ◆ 署名募集期間 2016年12月～2017年8月末頃
- ◆ 回 収 方 法 封筒などで原告団事務局までご送付ください。また、事務局や世話人までお持ちいただければ、隨時お預りいたします。(Faxでのご送付も承ります。)
- ◆ そ の 他 署名用紙の追加等は、原告団事務局までお申し付けください。
尚、用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。(署名者は年齢・国籍を問いません。)
- ◆ お問い合わせ先 「生業訴訟」原告団事務局

福島市五老内町9-4 オフィスビル 2階北

Tel:024(572)6480 Fax:024(572)6481

Eメール: Jimukyoku@nariwaisoshou.jp

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟
公正な判決を求める署名

福島地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 金澤 秀樹 殿

裁判官 西村 康夫 殿

裁判官 田屋 茂樹 殿

人類史的な事故である東京電力福島第一原発事故に際し、貴裁判所に提訴されました「生業を返せ、地域を返せ!」
福島原発訴訟は、国と東京電力の責任と被害者の救済の在り方が問われ、我々が原発事故にどのように向き合うか
が問われている世紀の裁判です。審理を担当された裁判官みなさまのご努力に対し、心から敬意を表します。

この裁判は、全ての被害者の救済とともに、同様の過ちが繰り返されることがないことを切に願って行われました。

裁判の公正こそは、歴史の正しい指針であると信じています。貴裁判所が、国民の負託に応え、期待に副う判決を
示されることを切望します。

氏 名	住 所

取り扱い団体

署名集約先 「生業を返せ、地域を返せ!」 福島原発訴訟原告団

〒960-8111 福島市五老内町9-4 オフィスビル2階北

TEL : 024-572-6480 FAX : 024-572-6481

署名へのご協力を お願いいたします!

あの事故から5年9ヶ月が経過しました。

事故はいまだ収束せず、被害はいまも続いているにもかかわらず、

国と東電は被害はもうないとして、

高線量地域への帰還、賠償や住宅支援の打ち切りなど、

「切り捨て」政策とも呼べる方針を押しつけてきています。

そして、原発の再稼働。

この裁判で問われているのは、福島の問題ではありません。

私たちみんなにかかる問題、私たちの未来にかかる問題です。

署名へのご協力をよろしくお願いいたします。



原告団長 中島孝

私たちも応援しています!

- 荒井新二(弁護士、自由法曹団団長)
- 井上淳一(脚本家、映画監督)
- 内村千尋(不屈館館長)
- 大田昌秀(元沖縄県知事、元参議院議員)
- おしどりマコ・ケン(芸人、DAYS JAPAN 編集委員)
- 小渕真理(アウシュヴィッツ平和博物館館長)
- 海南友子(ドキュメンタリー映画監督)
- 坂手洋二(劇団燐光群主宰、元日本劇作家協会会長)
- 白井聰(京都精華大学専任教員)
- 想田和弘(映画作家)
- 中村純(詩人、編集者、ライター)
- 西谷文和(フリージャーナリスト)
- 蓮池透(元東京電力社員)
- 浜矩子(同志社大学教授)
- 堀潤(元NHKキャスター、8bit news主宰)
- 松竹伸幸(かもがわ出版社編集長)
- 矢ヶ崎克馬(琉球大学名誉教授)
- 吉田千亜(フリーライター)



「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟

公正な判決を求める署名のお願い

～原状回復・全ての被害者の救済・脱原発を求めて～

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故は、私たちがこれまで経験したことがない人類史的な事故であり、未曾有の公害です。事故はいまだ収束しておらず、被害はいまも続いています。

その一方で、国と東京電力は、責任を果たさず、原発の再稼働を進め、被害の切り捨て政策を推し進めています。

どんな裁判なのか

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟(生業訴訟)とは、約4000名の原告が、国と東京電力を被告に、責任の追及と、原状回復・慰謝料を求めている裁判です。

裁判は、提訴以来、20回を超える法廷での期日を重ねました。浜通りと中通りの検証を行うとともに、専門家の証人尋問や原告本人尋問も実施され、2017年3月に結審する見込みです。



なにを目指しているのか

私たちの取り組みの目的は、原状回復・全ての被害者の救済・脱原発にあります。こうした目的を達成させるためにも、国と東京電力の責任を認め、被害者の救済を命じる判決を獲得することが、なによりも重要です。

そのためにも、多くの方々がこの裁判に注目していることを裁判所に示し、裁判所が正しい判決を出せるよう、裁判所の背中を押すことが必要です。公正な判決を求める署名に、どうかご協力ください。



「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団・弁護団